

平成26年度の保険料の軽減措置について

後期高齢者医療制度では、所得の低いかたや被用者保険の被扶養者であったかたに対する保険料の軽減があります。所得の申告をされていないかたについては、軽減の適用を受けるために、所得の申告が必要となる場合があります。

●所得の低いかたの保険料の軽減

①均等割額の軽減 世帯の所得水準に応じて軽減されます。

軽減の基準	軽減割合	軽減後の均等割額
下欄8.5割軽減に該当し、世帯内の被保険者全員の所得が【0円】であるとき(公的年金等控除額は80万円として計算)	9割	3,870円
世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が【33万円】を超えないとき	8.5割	5,805円
世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が【33万円+(24.5万円×被保険者の数)】を超えないとき	5割	19,350円
世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が【33万円+(45万円×被保険者の数)】を超えないとき	2割	30,960円

※均等割の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

●65歳以上(1月1日時点)のかたの公的年金等に係る所得金額については、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

◀例▶単身世帯のかたで、年金収入が200万円の場合

200万円 (年金収入)	○	120万円 (公的年金等控除額)	○	15万円 (特別控除額)	○	65万円 (軽減判定の基準額)
-----------------	---	---------------------	---	-----------------	---	--------------------

⇒ 2割軽減に該当し、均等割額が減額されます。

②所得割額の軽減 被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」に応じて軽減されます。

軽減の基準	軽減割合
賦課のもととなる所得金額58万円以下 (年金収入のみのかたの場合:年金収入額が211万円以下のかたが該当します)	5割

●会社の健康保険などの被扶養者であったかたの保険料の軽減

会社の健康保険や共済組合など被用者保険の被扶養者で、これまで保険料の負担がなかったかたは、保険料の均等割額の9割が軽減され、所得割額はかかりません。

◀対象となるかた▶

後期高齢者医療制度加入の前日に会社の健康保険、共済組合などの被用者保険(国民健康保険及び国民健康保険組合は対象になりません)の被扶養者であったかた

軽減内容	
均等割額	9割軽減
所得割額	負担なし(0円)

保険料の納付や医療費の自己負担額(一部負担金)の支払いの相談について

風水害・火災などにより著しい損害を受けたときや、事業の休廃止による収入の著しい減少など、突発的な事情により、保険料を納めることや医療費の自己負担額を支払うことが困難になったときは、申請により、その保険料や医療費の自己負担額の免除・減額を状況に応じて受けられることがあります。

詳しくは、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課にご相談ください。

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768